

家庭用高効率給湯器契約  
(選択約款)

— 四街道 1 2 A地区 —

2019年10月1日実施

東京瓦斯株式会社



# 目次

1.	対象となるお客さま .....	1
2.	用語の定義 .....	1
3.	適用条件 .....	1
4.	料金 .....	2
5.	精算 .....	2
6.	その他 .....	3
	付則 .....	4
	別表 .....	5

## 1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第 12 の供給区域で「四街道 12A 地区」に位置付けられ、かつ、3 の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

## 2. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。
  - ① 居室に温水を供給するための給湯器であること
  - ② 潜熱を回収するための熱交換器を有すること
  - ③ 給湯熱効率が 90%以上であること
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1 建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。

## 3. 適用条件

この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用高効率給湯器契約—四街道 12A 地区—（平成 28 年 5 月 1 日実施）の契約が成立していて、

(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、同一需要場所において継続してこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1 需要場所内に居室を有する店舗等において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になる場合には、1 需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が 16 立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

#### 4. 料金

当社は別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

#### 5. 精算

ガス基本約款 10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

## 6. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

## 1. 実施の期日

この選択約款は 2019 年 10 月 1 日から実施いたします。

## 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

この選択約款実施の前日に現に選択約款の家庭用高効率給湯器契約一四街道 12A 地区一（平成 29 年 4 月 1 日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。

- (1) 2019 年 10 月 1 日以降、ガス基本約款およびこの選択約款をあわせて適用します。
- (2) 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本選択約款の変更前の家庭用高効率給湯器契約一四街道 12A 地区一（平成 29 年 4 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。

(別表第1)

### 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものとしたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。
- (3) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表第3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一としたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円としたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝(基本料金＋単位料金×使用量)(1円未満の端数切り捨て)

割引額

＝(割引前料金額×別表第3に定める割引率)(1円未満の端数切り捨て)

ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額＝0円

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。



料金に含まれる消費税等相当額

=料金×消費税率÷（1＋消費税率）（1円未満の端数切り捨て）

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	726.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	126.11円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	933.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	115.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	3,415.87円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

b. 単位料金

1 立方メートルにつき	103.34 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(別表第3)

(1) 割引率

割引率	3パーセント
-----	--------

(2) 割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	2,200.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
----------------	-------------------------------